

青森県報

号外第九十四号

平成二十九年
十一月十日
(金曜日)

目次

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一
- 右 同……………同……………二
- 右 同……………同……………二
- 右 同……………同……………三
- 右 同……………同……………四
- 右 同……………同……………五
- 右 同……………同……………六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日

外(仮称)十和田西複合商業施設
十和田市西二十三番町一七二の二

外 十和田西複合商業施設
十和田市西二十三番町一七二の二

平成
三元・七・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一			変更なし				
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 藤田勝幸			第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 遠藤経雄				平成 三元・七・三

三 届出年月日

平成二十九年九月六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更
ケーズデンキつがる柏パワフル館 つがる市柏上古川幾山三六〇の一	ケーズデンキつがる柏館 つがる市柏上古川幾山三六〇の一	平成 二〇・二・二六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二〇・六・二〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二〇・六・二〇

四 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ青森西店

青森市大字新田字忍四二の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二元・六・三〇
変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	平成 二元・六・三〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二元・六・三〇
変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	平成 二元・六・三〇

四 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田元町ショッピングセンター

十和田市元町東一丁目六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二元・六・三〇
変 更 後	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし	

株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中兼介	変更なし	
---	------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上公延	変更なし	
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二元・六・二〇
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中兼介	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二元・六・二〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードーエンターテインメント 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上公延	変 更 後	株式会社ティールアンドティール 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 谷地賢光	変 更 年 月 日
				平成 二九・四・一

四 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三一の三〇二〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上恵右	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 岡田義則	変 更 年 月 日
				平成 二九・六・三〇
変 更 前	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二の一 代表取締役 前田幸一	変 更 後	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 坂井義清	変 更 年 月 日
				三六・五・六 (住所) 三六・六・一七 (代表者 の氏名)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 井上恵右	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三八 代表取締役 岡田義則	変 更 年 月 日
				平成 二九・六・三〇
変 更 前	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 鶴羽順	変 更 後	変更なし	変 更 年 月 日

- 四 届出年月日
平成二十九年九月二十六日
- 五 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間
平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更なし	年月日
変更後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	平成 三元・六・三〇
変更前	有限会社コンノ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	変更なし	
変更後	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	変更なし	

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更なし	年月日
変更後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 井上恵右	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	平成 三元・六・三〇
変更前	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四 代表取締役 野中正人	変更なし	
変更後	株式会社オーランド・オブチカル 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目一五の二 代表取締役 小島俊夫	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭